

臨時株主総会の開催のための基準日設定のお知らせ

(当告知は平成 17 年 4 月 25 日付日本経済新聞に掲載した公告内容を改めてお知らせしています)

当社は平成 17 年 6 月下旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使すべき株主を確定するため、平成 17 年 5 月 10 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載された株主をもって、議決権を行使すべき株主といたします。

平成 17 年 5 月 9 日

茨城県石岡市若松一丁目 3 番 26 号

株式会社武井工業所

代表取締役社長 武井 勇

株券の名義書換お手続きについて

上記基準日(平成 17 年 5 月 10 日)までに株券の名義書換手続きのお申し込みをされていない場合、当社から株主様へご送付致します「株主総会招集ご通知」がお手元に届かない等、株主様の権利行使に支障が生じる恐れがございます。

まだお手続きがお済みでない株主様は、早急にお手続きをいただきますよう、お願い申し上げます。

株券をお手元にお持ちの株主様

お手元の株券の名義をご確認いただき、ご本人名義に書き換えがなされていない場合、当社の名義書換代理人である三菱信託銀行株式会社にて名義書換のお手続きをお願い申し上げます。

名義書換代理人事務取扱場所

東京都豊島区西池袋一丁目 7 番 7 号

三菱信託銀行株式会社

連絡先電話番号：0120-707-696